

第18回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月28日(金)午後1時50分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 16名

1	乙部 毅博			3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 1名

2	吉田 義明
---	-------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第1号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第2号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第4	議案第3号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第5	議案第4号	農地法第4条の規定による許可について
日程第6	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 吉田局長、豊吉係長

7. 閉会時間 午後2時20分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は16名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第18回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、3番猪飼敬司委員、4番吉田洋一委員を指名いたします。</p> <p>日程第1農業委員会業務報告を行います。事務局より内容説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、12月20日開催の第17回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。</p> <p>1の会議関係では、1月24日に第3班牧田班長以下委員6名で、地区の転用申請について、現地調査を行っております。</p> <p>本件につきましては、本日の総会にて、議案としてお諮り致します。</p> <p>次に2番「農地法第3条の規定による受理通知について」でございます。</p> <p>地区において、同地区の が字 番以下6筆、 m²の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>次に3番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。</p> <p>今月の報告は1件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番及び2番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p>

	<p>農地法第18条の規定では、農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかかな場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約2件の通知がございました。</p> <p>その内2番の案件は、貸主が農業者年金特例付加年金の受給を受けるため、現在、借主と5年の賃貸借を借主と結んでおりますが、特例付加年金の受給要件の第3者経営継承の要件を満たす賃貸借期間10年以上とするため、同じ貸主と契約を結び直すため、合意解約するものであります。</p> <p>つきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番及び2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を議題といたします。提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律」にその定めがあり、市町村が事業計画者の申請に基づき、計画変更案を策定し、農業委員会は、その計画変更案に意見を行うこととされております</p> <p>また、市町村は、農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い、北海道の了解を得て、正式に計画変更が行われる流れとなっております。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は、1件でございます。</p> <p>申請内容は、農家住宅建設に伴う農用区域からの除外が1件となっております。</p> <p>つきましては、計画変更の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の提案説明申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>なお、現地調査は1月24日に第3班、牧田班長他5名で行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班班長、牧田日出男委員から報告願います。</p>
牧田委員	<p>大樹町から意見照会された農用区域の除外の件について、第3班で現地調</p>

<p>議長</p>	<p>査を行いました。</p> <p>申請地は、位置関係から他に代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認いたしました。</p> <p>班では農用地区域から除外しても問題ないと判断しました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。</p> <p>日程第4、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番から3番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業員会で判断し、申請内容の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は、新規の賃貸借2件と使用貸借の1件、計3件とな</p>

	<p>っております。</p> <p>新規の賃貸借 2 件につきましては、これまで隣接する が所有していた農地と合わせて、 県の が借りておりました。</p> <p>昨年、 があっせんにより農地を売却する手続きとなったことから、それを機に同社が大樹町での営農を中止する判断に至り、 の農地のあっせん取得者となった に対し、所有者との間に入り、賃貸の打診を行ったことから、今回の申請となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>別紙であります、農地法第 3 条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第 3 条第 2 項に規定する、3 条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号 1 番及び 2 番について、 地区担当委員、向井良治委員から報告願います。</p>
向井委員	<p>申請番号 1 番と 2 番につきまして、借主の希望による賃貸借の案件です。</p> <p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基</p>

議長	<p>本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>次に申請番号3番について、地区担当委員、岩岡栄一委員から報告願います。</p>
岩岡委員	<p>貸主から借主の経営移譲による使用貸借の案件です。</p> <p>借主は経営移譲により、意欲的に営農されております。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番から3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第4号「農地法第4条の規定による許可について」申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>吉田局長</p> <p>それでは、議案第4号「農地法第4条の規定による許可について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要</p>

	<p>があります。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が同一者若しくは同一の経営体に属する親族から承諾を受けている場合は、農地法第4条にその規定があり、転用者が許可申請し、農地法第4条の規定による許可を受けることになります。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は、 地区の農家住宅建設の1件です。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案第4号「農振法第4条の規定による許可について」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>現地調査につきましては、1月24日に第3班 牧田班長他5名により実施しております。</p> <p>また、別紙に、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>なお、申請番号1番の案件につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議への意見聴取はありませんが、農振法の許可が4月に予定しておりますので、本許可につきましても同じ4月を予定しております。</p> <p>本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおり転用されたかを確認し、問題がなければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班班長、牧田日出男委員から報告願います。</p>
牧田委員	<p>住宅を建設する案件です。</p> <p>既存の住宅は年数も古く、他の代替地もないことを、現地調査で確認しまし</p>

	<p>た。</p> <p>本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p> <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号、「農地法第4条の規定による許可について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から3番の件を議題といたします。提案説明を求めます。</p>
<p>議長</p> <p>吉田局長</p>	<p>それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した農地利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は3件でございます。</p> <p>内訳は、売買1件、賃貸借で新規1件、更新が1件となっております。</p> <p>申請番号3番の更新につきましては、先ほど議案第1号で承認いただいた「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の申請番号2番の合意解約に合わせて、貸主の農業者年金の手続きのため、新たに10年間の賃貸借契約を結び直すものであります。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、提案申し上げます。</p>

	<p>すので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>申請番号1番については、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が買受する案件のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号2番の審議にあたり、委員は、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p> <p>委員～退席</p> <p>「再開致します。」</p>

<p>豊吉係長</p>	<p>それでは、申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号2番につきましては、賃貸借権の案件です。 (議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。申請番号2番については、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が買受した土地を賃貸借する案件のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p> <p>委員～着席</p> <p>「再開致します。」</p> <p>次に、申請番号3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>申請番号3番につきましては、賃貸借権の案件です。 (議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>内容の説明が終わりました。申請番号3番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。</p>
吉田局長	<p>次回の総会につきましては、2月25日金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上をもって、第18回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>